# くらしの情報

2009.2.1

トピックス P2 迷惑「電子メール広告」の規制が強化されました

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター 「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1711/index.html http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1711/kj00000963.html



# 「当選しました!」と何度も届く 海外宝くじのダイレクトメール

~ 手数料を送っても当選金がもらえないのですが…~

数年前、海外から「1億円が当選し、賞金割当てが確認されたので割当金受給申請書と手数料 を送るように」とのダイレクトメール( DM)が届きました。申込んだ覚えはないのですが、本当

ならと思い3千円振込みました。その後も次々にDMが 届き、そのたびにお金を支払い続け、かなりの金額を つぎ込みましたが、当選金は入金されません。本当

に当選しているのでしょうか? (60歳代 男性)

また、だめか。 よ~し、今度こそ 2億円だ! /



海外宝くじの相談には、「申込んで いないのに『当選している』等と期待 を抱かせるような DMが届く」、「当選 したというのに入金されない」、「個 人情報が漏れているのではないか」、「ク

レジットの引落としが止まらない」などがあり、被害 金額も高額化する傾向にあります。また、いったん 海外宝くじの購入手続きをすると、「購入見込みの 高い消費者」として複数の業者からDMが送りつけ られることもあります。

日本国内で海外宝くじの販売、販売の取り次ぎ、 授受を行うことは、刑法 187条(富くじ販売等)に抵 触すると解釈されています。

相手業者は外国に事務所を置いて、消費者に代 わって現地で宝くじを購入し、当選した場合には消

費者に知らせ 送金するとさ れているもの が多く、この ため、確実に

当選金が支払われるかどうかの保証はなく、また、消 費者が支払ったお金を取戻すことは困難です。

相談者には、今後、海外宝くじは絶対に買わないこと、 DM等の誘い文句に惑わされないことを助言しました。 なお、高齢者が海外宝くじにのめり込み、家族や介 護ヘルパーがトラブルに気づいた時には、既に多額の 費用を支払っているケースも多く、こうした被害を防 ぐためにも、周囲の人たちの日頃の見守りが大切です。

### 高齢者の家庭内事故に注意!

65歳以上の高齢者がけがをする場所は、敷地内を含む住宅が最も多く、階段や脚立、ベッドから の転落、床や浴室などでの転倒により、打撲や骨折を負う例が多く見られます。また、やけども目立 っています。高齢の場合、けがをすると重い症状になりやすく、治療にも時間がかかりますので、次 のような点に注意し、事故を予防することが大事です。

階段や床での転倒、転落事故を防止するために、階段廊下 玄関 浴室などに「手すり」を設け「明る い照明」をつける、また、玄関に段差を小さくするための式台などを置くなどの工夫をしましょう。

屋根や脚立からの転落事故を防止するために、屋根や脚立、梯毫利用して高所でする作業はなるべく本職の人や若い人 に頼み、また一人での作業は絶対にやめましょう。

高齢者向けの安全性の高いもの、使いやず、工夫されたユニバーサルデザインのものも上手に活用しましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活zンターホームページをご覧ください。http://www.kokusen.go.jp/

## 迷惑「電子メール広告」の規制が強化されました!

パソコンや携帯電話に勝手に送りつけられる広告メールにお困りではありませんか?

今回、このような、いわゆる「迷惑広告メール」の防止を目的に、電子メール広告の規制が大幅に見直されました。 事業者が通信販売などで電子メール広告を送信する前に、あらかじめ消費者の"請求や承諾"を得ることが義務 付けられ、こうした請求や承諾を得ていない電子メール広告の送信は原則禁止されました。 (改正特定商取引法 平成20年12月1日施行)

その他、事業者に次のような規制がかかることになりました。

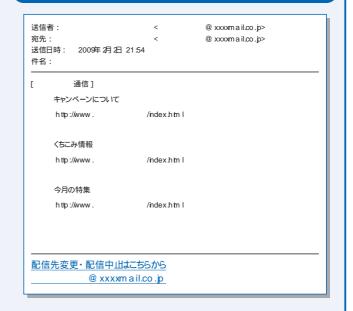
- ●消費者から"請求や承諾"を確かに受けたという記録保存義務
- ●請求・承諾を得た後でも消費者が拒絶の意思を表示した場合は電子広告メールの送信を禁止
- ●消費者が電子メール広告の提供を拒否する方法の分かりやすい表示義務 など

### 表示例

#### 注文確認 注文内容を確認し、注文を確定して下さい。 下記の注文内容が正しいことを確認して下さい。 [注文を確定する ]ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。 お届け先 富山 太郎 〒 930-XXXX 変 更 富山県富山市 支払方法 変更 XXXX-XXXX-XXX 有効期限 06/2009 注文明細 変更 商品 単 価 数量 小 計 送 料 200 60円 1.260 発送方法 変更 ☑今後、当社からのお知らせ(商品についての広告メール)を受け取ること を希望します。(希望しない方はチェックを外して下さい。) 注文を確定する TOPに戻る(注文は確定されません)

消費者からの承諾を取得する表示

### 電子メール広告を拒否する方法の分かりやすい表示



承諾した覚えのない電子メール広告が送られてきた場合は



そのままメールを(財)日本産業協会の情報提供アドレスまで転送してください。 spam-in@nissankyo.jp

受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合は



そのままメールを上記の情報提供受付アドレスまで転送するか、または(財)日本産業協会のホームページにある入力フォームから送信してください。
tps://www.nissankyo.or.jp/spam/form.html



- Q 20歳になった記念に50万円の真珠のネックレスを買ったMさん。母親に連帯保証人になってもらいクレジット契約をしましたが、支払えなくなりました。クレジット会社から請求があった時の支払いについて、次のうちどの説明が正しいでしょう?
- ▲ ①Mさんが支払える状態になったら、遅延損害金を合わせて一括払いしなければならない。
  - ②母親はMさんに代わって支払わなければならない。
    - ③Mさんと母親が半分ずつ支払わなければならない。

。小サまきフェルコニむ玤タハ レム支のヂホルイト「受多水請プ<イイナトコl人本。ヤ テョ/ J負灸丑責の許同3音事ど偽奨却人延界帯重くふえ答>

### 「富山県くらしのアドバイザー」募集のお知らせ

富山県では、消費者問題に関心をお持ちの方々を「富山県くらしのアドバイザー」として委嘱し、各地域で 消費生活知識の普及啓発活動等を行っていただいております。このたび、平成21年4月から活動していた だける方を公募しています。消費者問題に関心を持ち、消費者知識の普及啓発活動等に熱意のある方のご 応募をお待ちしています。

1応募資格 年齢 20歳以上の富山県内にお住まいの方(常勤の公務員を除く)

2応募方法 所定の申込書に必要事項を記載の上、県庁県民生活課消費生活係まで持参、郵送、 電子メールで申込み。

> 申込書は、県民生活課、県消費生活センター(本所・高岡支所)、市町村消費者行政担当課に備え つけてあります。また、県民生活課ホームページから申込書をダウンロードできます。

3活動内容 ①消費生活知識の普及啓発活動(随時)

②アンケート調査等の回答(年2回程度)

③不当表示や過大景品の監視(随時) 等

平成 21年2月3日(火)~2月23日(月) 4 募集期間

40名程度 5 募集人員

6選考方法 応募者多数の場合は、居住地域、その他申込書記載事項を考慮して選考します。

7任 期 平成 21年 4月 1日~平成 23年 3月 31日(2年間)

県民生活課消費生活係 TEL: 076-444-3129 問合せ先 詳細は県民生活課のホームページをご覧下さい。http://www.pref.toyama.jp/cms\_sec/1711/index.html



富山県が実施する「消費生活出前講座」の講師として広報・啓発活動等をしていただく「富山県消費生活推 進リーダー」を募集します。消費生活関連の専門知識があり、消費者啓発活動に熱意のある方のご応募を お待ちしています。

1応募資格 富山県在住者で、消費生活関連の次の資格( )のいずれかを有する方、または同 等の知識を有すると認められる方。(常勤の公務員は除く。「富山県くらしのアドバイザー」

と兼ねることはできません。)

消費生活関連の資格(消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント)

2応募方法 所定の申込み用紙に必要事項を記載の上、応募動機についての作文(800字程度) を添えて申込んでください。(申込書は、県民生活課、県消費生活センター、市町村消費者行政担

当課に備え付けてあります。また、県消費生活センターホームページからダウンロードできます。)

3活動内容 出前講座の講師として啓発活動等を行う。

平成 21年 3月 2日(月)~ 3月 19日(木) 4 募集期間

20名程度 5 募集人員

6選考方法 書類及び面接により選考します。

7任 期 委嘱日から平成 23年 3月 31日まで

富山県消費生活センター TEL: 076-432-2949 問合せ先 詳細は県消費生活センターホームページをご覧下さい。http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm

の契約

について…

・リング・オフ とは…

## 平成21年度 公正取引委員会消費者モニター募集のお知らせ

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく 消費者モニター」を募集しています。

### 応募資格

年齢 20歳以上の方(学生可)

### 仕事内容

- ①消費生活に関する情報や意見の提供
- ②アンケート回答
- ③研修会(年2回、平日3時間程度、全国各地で開催)の出席など



平成 21年 4月から 1年間

応募締切

平成 21年**2**月**13**日(金)<**当日消印有効**>



応募方法・問合わせ先など詳細につきましては下記までお問合せください。 公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 TEL: 052-961-9423 ホームページ http://www.jftc.go.jp/c\_chubu/

### 消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活ンターへ

富山市消費生活センター .......TEL076 - 443 - 2047 (富山市新桜町7番88号富山市役所本庁舎内)

#### 総合行政センター

### 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号富山県民共生センター内) 消費生活相談 TEL076・432・9233 消費者金融・多重債務相談 TEL076・433・3252 URL http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm 【開所時間】午節時0分~午後5時土・日曜、裾、年末年焼除く) 高岡市市民協働課......TEL0766-20-1522 (高岡市広小路7番0号)

福岡行政センター ......TEL0766-64-5333

### 行政センター

福 野TEL0763 · 22 · 1101 平 TEL0763 · 66 · 2132 井 波TEL0763 · 62 · 1181 上 平EL0763 · 67 · 3212 城 端TEL0763 · 62 · 1213 利 賀EL0763 · 68 · 2112 福 光TEL0763 · 52 · 1571 井 口TEL0763 · 64 · 2212 射水市(大島庁舎).......TEL0766 · 52 · 7966

### 地区行政センター

新 湊TEL0766-82-1964 大 門EL0766-52-7397 小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

#### 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号本丸会館内) 消費生活相談、消費者金融多重債務相談 TEL0766-25-2777

### 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。 IELO76 - 432 - 5690 午前 時~午後4時